

第 6 回日本サルコーム治療研究会学術集会
利益相反開示事項細則

報告事等	金額	企業名等
企業の役員・顧問職	1 つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上	
株式	1 つの企業・団体の 1 年間の利益が 100 万円以上のもの、 あるいは当該株式の 5%以上保有	
特許使用料	1 つの特許使用料が年間 100 万円以上	
講演料等	1 つの企業・団体からの講演料が年間合計 50 万円以上	
原稿料等	1 つの企業・団体からの原稿料が年間合計 50 万円以上	
研究費	1 つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、 治験など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る 研究契約金で実際に割り当てられた年間総額 100 万円以上	
奨学（奨励）寄附金	1 つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する 講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を 決定し得る寄附金で実際に割り当てられた年間総額 100 万 円以上	
寄付講座	企業などからの寄付講座に所属している場合	
その他の報酬 （旅費、贈答品など）	1 つの企業・団体から受けた報酬が年間 5 万円以上	